

平泉町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

平泉町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状
2. 目標
3. 計画の期間
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員一人ひとりの心身の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和が図られた働き方を実現することにより、安心して教育活動に専念できる職場のあり方を整備し、当町における学校教育の質の維持・向上を図ることを目的とする。

そのため、業務量を適切に把握し、「限られた時間の中で最大限の効果を発揮する」という共通認識のもと、業務の必要性や実施方法について継続的な見直しを行うとともに、従来の慣行にとらわれることなく、実情に即した業務改善を進める。

教育委員会と各学校が役割を分担しつつ連携を図り、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、教職員の健康確保と教育活動の充実が両立する、持続可能な学校教育の実現を目指す。

(2) 当町の現状と課題

○当町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、令和5年3月に「平泉町教職員働き方改革プラン」を策定し、教育職員の時間外在校等時間（週休日の部活動指導従事時間を除く。）を月45時間以上、年360時間以上の者を段階的に縮減する目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

○こうした取り組みの結果、当町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
平泉小学校	月39時間55分	31.6%	0.0%
長島小学校	月18時間38分	0.0%	0.0%
小学校計	月31時間16分	18.8%	0.0%
平泉中学校	月39時間11分	25.0%	0.0%
合計	月33時間54分	20.8%	0.0%

※特別休暇者等を除く

○全体の傾向：令和6年度における町全体の教職員の時間外勤務は、月平均で約33時間54分であった。国の指針である月45時間以内という目標に対し、平均値としては下回っているものの、依然として改善の余地がある状況である。

○校種間の比較：校種別に見ると、小学校の月平均が約31時間16分であるのに対し、中学校は約39時間11分となっており、中学校教職員の業務負担が大きい傾向が見られる。これは、部活動指導や進路指導など、中学校特有の業務が要因の一つと推察される。

○業務量の時期的偏り：月別の勤務時間を見ると、年度初めや運動会の4月、5月、修学旅行、学習発表会・文化祭などの学校行事が集中する9月、10月に時間外勤務が増加する傾向がある。これは、特定の時期に業務が集中する予測可能な季節的繁

忙が存在することを示しており、年間を通じた業務の平準化が重要な課題であることを示唆している。

- 業務負担の偏在という課題：最も深刻な課題は、業務負担が一部の教職員に偏在している点である。データ上、特定の教職員に極端な業務集中が見られる。実際に、令和6年度には小学校で月108時間、中学校で月113時間に達する時間外勤務が記録されており、これは心身の健康に重大な影響を及ぼす極めて危険な水準である。個人の努力では解決不可能な構造的課題であり、業務の平準化は喫緊の課題である。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

国の指針及び「平泉町立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則」を踏まえ、以下の目標を掲げる。

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ・1年間における時間外在校時間等時間の平均時間を年間360時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする【9.45日】
- ・全学校におけるストレスチェックの実施率100%を目指す。【92.31%】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【6.25%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を75以下とする【全国平均100 令和6年度実績81】

3. 計画の期間

本計画の対象期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア. 学校以外が担うべき業務

- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

保護者や地域住民、関係団体による見守り活動への協力を積極的に推進する。

- ・放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校独自の活動は原則として行わないこととする。また、児童生徒が補導された際の対応は、第一義的な責任は保護者が負うものとしつつ、学校は警察及び保護者と十分に連携を図りながら、学校が担うべき教育的役割を明確にした上で、組織的に対応する。

- ・学校徴収金の徴収・管理

すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金事務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの構築について検討する。

- ・地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域と学校の連携を円滑にするため、地域教育コーディネーターが連絡調整の中心的な役割を担い、教職員の負担軽減を図る。

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

学校だけでは対応が困難な事案については、教育委員会が主体となり、外部の専門家等と連携した対応機能を確保し、学校の負担軽減を図る。

イ. 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・調査・統計等への回答

回答にあたっては、校務支援システム等を活用し、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担軽減を図る。

- ・ウェブサイトの作成・管理

ウェブサイトの更新等は、ICT支援員が中心となり、必要に応じて関係職員と連携しながら対応する。

- ・ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

教育委員会と連携し、ICT支援員が中心となって対応しつつ、専門的な保守・管理については外部委託を検討する。

- ・学校プールや体育館等の施設・設備の管理

教師の役割は授業に伴う日常的な安全点検に限定し、専門的な点検や修繕等については、外部委託等により対応することを基本とする。

- ・校舎の開錠・施錠

機械警備の導入を検討するとともに、職員間の役割分担を見直すことで、管理職など特定の職員への負担集中の軽減を図る。

- ・児童生徒の休み時間における安全への配慮

地域ボランティア等の支援を得るとともに、全職員による輪番制を導入するなど、特定の教員への負担が集中しない体制を構築する。

- ・校内清掃

学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うもとし、校内清掃の実施回数や範囲合理化、学校職員等輪番による負担軽減を促進する。

- ・部活動

スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ. 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

・給食の時間における対応

給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築する。また、給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又学級担任等が実施する。

・授業準備

授業準備については、県によるスクール・サポート・スタッフの配置状況を踏まえつつ、その活用を図るとともに、ICTの活用を進めることで、教職員の負担軽減につなげる。

・学習評価や成績処理

学習評価や成績処理については、校務支援システム等、既存のICTの活用を基本としつつ、業務の効率化につながる手法について検討する。

・学校行事の準備・運営

準備段階の業務については学校用務員や学校支援ボランティアと協働して進め、教職員の負担軽減につなげる。

・進路指導の準備

生徒一人ひとりの進路に関する情報収集や整理等については、進路指導に係る校内体制のもとで進め、ICTの効果的な活用などにより、業務の効率化と教師の負担軽減につなげる。

・支援が必要な児童生徒・家庭への対応

個々の児童生徒に対し、より効果的な支援を提供するため、教育相談員、特別支援教育支援員等との連携を密にし、情報を共有しながら対応する体制を強化していく。

(2) 学校における措置の推進

・教育課程の適正化

年間授業時数が国の示す標準時数を大幅に超えることのないよう、年度当初の計画段階で精査し、真に必要な時数となるよう編成する。

・生活時程表の工夫

当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、生活時程表の工夫を行う。

・ICTの活用

校務支援システムや学校と保護者をつなぐ連絡システム等を活用し、職員間の情報共有やサービス管理、保護者への連絡等について、効率的な運用の維持・定着を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・時間外在校等時間が月 80 時間を超えた職員に対し、医師による面接指導を実施する。
- ・終業から次の始業までに 11 時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に努める。
- ・ストレスチェックの実施率 100%を目指すとともに、集団分析結果を職場環境の改善に活用する。
- ・年次有給休暇の計画的な取得を促進し、特に夏季休業期間等における連続休暇の取得を促進する。
- ・全ての学校において定時退校日を月 4 回以上設定するよう推進し、長期休業中には学校閉庁日を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

・進捗状況の把握と公表

各学校の教職員の在校等時間の状況を毎月把握し、年間の集計結果については、平泉町のホームページで公表するとともに、総合教育会議に報告する。

・課題のある学校への支援

時間外在校等時間が特に長い職員がいる学校や、業務改善が進まない学校に対し、教育委員会が個別のヒアリングや実情に応じた指導・支援を実施する。

・管理職の役割と研修

各学校長がリーダーシップを発揮し、本計画に基づく取組を推進する中心的な役割を担うことから、各学校における働き方改革の取組が着実に進むよう、機会を通じて各学校へ本計画の周知を行う。あわせて、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修について情報提供を行い、その活用を図る。

・学校運営協議会との連携

各学校において、本計画の取り組み状況を学校運営協議会で共有・協議し、保護者や地域の意見を反映させながら、地域の実情に応じた実効性のある運用を図る。

・保護者・地域への周知と協力要請

本計画の趣旨や「業務の3分類」に基づく具体的な取り組み内容について、首長部局とも連携しながら、保護者や地域に対して、当町における「業務の3分類」をはじめとする業務管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、学校の働き方改革への理解と協力を得られるよう取り組む。